

東鷲宮駅前通り自治会会則

第1章 総則

(名称と設置場所)

第 1 条 この会は、東鷲宮駅前通り自治会（以下「会」と呼ぶ）と称し、事務所を久喜市桜田 3 丁目 6 番 6 号東鷲宮ニュータウン駅前通り住宅管理組合集会所内に置く。

(構成)

第 2 条 この会は、会の趣旨に賛同する東鷲宮駅前通りの居住世帯にて構成する。また、一世帯を一会員とする。

(目的)

第 3 条 この会は、会員共同の利益および、会員相互の親睦と文化向上を図り、生活環境の良いい東鷲宮駅前通りをつくることを目的とし、特定の政治、宗教に偏した活動は認めない。

(活動)

第 4 条 この会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦とコミュニケーションを図るための諸行事を実施し、会員同士が言葉を交わせる関係をつくること。
2. 会員の健康増進、福利厚生等に関して会が認める活動への助成を行うこと。
3. 会員相互の親睦を深めるコミュニティー活動を通して管理組合をサポートすること。
4. 行政および近隣の自治会等との協調、連絡、交渉に関すること。
5. 会が認めるボランティア組織の協力を得て、会の活動を活性化させること。
6. その他、この会の目的達成に必要な活動に関すること。

第2章 会員

(会員)

第 5 条 会員は次の権利と義務を有する。

1. この会を守り、会の健全な発展に協力すること、ただし、いかなる理由を問わず個人の自由を侵さない。
2. 役員会を傍聴し意見を述べることができる。
3. 必要に応じ、議事録、会計簿並びに会の諸記録などを閲覧することができる。
4. 会費を納入すること。
5. 会員の入退会は、会長に届けて自由にすることができる。
6. その他、この会の会則に定める権利と義務。

第3章 組織

(組織)

第 6条 この会の組織を次のとおり定める。

1. 各階段より班長を1名選出する。ただし、選出方法は部屋番号の小さい方から順に行うものとする。
2. 班長の中より、棟ごとに幹事を1名選出する。
3. 班長および幹事の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 班長は、役員および専門部長を兼任することができる。

(機関)

第 7条 この会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 幹事会
3. 役員会

(総会)

第 8条 総会は、この会の最高決議機関であつて、役員および全会員で構成する。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 3 定期総会は、毎事業年度終了後2カ月以内に、会長が招集する。
- 4 幹事会がその必要を認めたとき、または、全会員の3分の1以上から要求があったときは、会長はすみやかに、臨時総会を招集しなければならない。
- 5 総会は、全会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立する。
- 6 議事は、この会則に特別に定める場合を除き、出席会員の過半数で決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決す。
- 7 会則の設定および改廃は、出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(付議事項)

第 9条 総会は次の事項を審議する。

1. 会則、規則の設定および改廃。
2. 役員の承認。
3. 予算の決議。
4. 資産、会計の監査報告および承認。
5. 事業計画と運営に関すること。
6. 他の団体への加入、または脱退の決定。
7. 幹事会で決定したその他の重要事項。

(議長)

第10条 総会の議長は、そのつど会員の中より選出する。

- 2 議長は、総会の書記を指名する。

(幹事会)

- 第11条 幹事会は、総会から次の総会までの決議機関であつて、会長がこれを招集する。
- 2 幹事会は、総会で決定した事項および幹事会が必要と認めたその他の細部事項の運営について審議し、決定する。
 - 3 幹事会は、全幹事の中より議長を選出する。
 - 4 幹事会は、全幹事の3分の2（委任状を含む）以上の出席で成立する。
 - 5 幹事会での決議は、出席幹事の3分の2以上で成立する。

(専門部)

第12条 第3条の目的を遂行するため、次の部を設ける。また、必要に応じ他の専門部を設けることもできる。

イ 環境衛生部

地域の美化運動、自主防災活動、防犯、健康増進と福利厚生活動、児童育成、シルバー世代への対応、婦人部の育成と応援。

ロ 広報部

行政からの広報紙等の配布および自治会報の発行。

ハ 地域交流部

地域の文化・スポーツ行事への参加者募集、登録、開催準備等の応援。

- 2 前項の各部には部長および副部長を置き、その活動を活発にするため、部員と協力してこれにあたる。
- 3 前項の部には、その活動を活発にするため、会員はだれでも部に参加して活動することができる。

(会議の招集)

第13条 総会および臨時総会の招集は、開催日の2週間前に日時、場所および目的・議案等の要領を示し、会員に通知しなければならない。

- 2 幹事会の招集は、開催日の1週間前に日時、場所、目的たる事項を役員および幹事に文書を以て通知しなければならない。

第4章 役員

(役員の定数)

第14条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| 1. 会長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 専門部正副部長 | 若干名 |
| 4. 会計 | 2 名 |
| 5. 会計監査役 | 2 名 |

(役員の仕事)

- 第15条 会長は、この会を代表して会務を総覧し、かつ第44区の区長を兼務し、役員会の議長となる。ただし、区長を兼任できない場合は、過去の経験者の中から会長が指名し、就任させ区業務を委嘱することができる。その場合、会長は区長代理の筆頭になる。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったときはその職務を代行し、かつ第44区の区長代理を兼務する。
 - 3 会計監査役は、この会の資産および会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(正副会長の選出)

- 第16条 会員はだれでも、正副会長に立候補し、また推薦する権利を持ち、立候補は会員の3名以上の推薦を得て届け出る。
- 2 正副会長は、全会員の投票によって選出する。候補者がいない場合は、1週間の余裕をもって再受付をし、なおかついない場合は、幹事の互選によって選出する。
選挙の時は、候補者多数の場合は最も得票の多い者とし、互選の場合は過半数とする。また、同数の場合は決選投票を行う。
 - 3 会計監査役は、幹事会が会員の中より任意に選出する。

(正副会長の任期)

- 第17条 役員の仕事は2年とし、再選は妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、すみやかに幹事会でこれを補う。ただし、その者の任期は前任者の残任期とする。

(正副会長の辞任)

- 第18条 正副会長が辞任しようとするときは、理由を付けて役員会に申し出、役員会および幹事会の承認を得なければならない。

第5章 会計

(収入)

- 第19条 この会の経費は、会費その他の収入によってまかなう。
- 2 会費は、別の規則によって定める。納入した会費は、原則として返済しない。

(予算、決算)

- 第20条 予算は、役員会が原案を作成し、総会の決議を得なければならない。
- 2 決算は、役員会が報告書を作成し、会計監査を受けた後、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第21条 会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

第6章 附則

(施行細則)

第22条 この会則を施行するために必要な規則は、幹事会に於いて別に定めることが出来る。

幹事会は、細則を制定した場合次の総会に報告し、承認を得なければならない。

第23条 この会則は昭和59年6月19日より施行する。

改正 平成 2年 6月19日

改正 平成 3年 4月19日

改正 平成 8年 4月14日

改正 平成22年 4月 4日

改正 平成23年 4月 3日

改正 平成26年 4月 6日

(5)

自治会会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東鷲宮駅前通り自治会会則第19条により、会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会費は1世帯、年間3,000円とする。ただし、新規入会者の会費は、入会した翌月から月割り計算で徴収する。

(集金)

第3条 会費は、1年分を年度初めに班長が集金し、幹事経由で会計に納入する。

附則 この規則は、平成8年4月期より施行する。

改正 平成 8年 4月14日

(6)

旅費および経費の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東鷲宮駅前通り自治会会則第22条の規定により、役員および会員に対する旅費および経費の支給に関して必要な事項を定める。

(旅費および経費の支給)

第2条 役員および事務局員が自治会の用務のため出張したときは、実費を支給する。

(規則の準用)

第3条 役員以外の会員が、自治会の用務のため出張するときは、事前に会長の承認を得たうえで実費を支給する。

附則 この規則は、昭和58年6月期より施行する。

弔慰に関する儀礼規則

(目的)

第1条 この規則は、東鷲宮駅前通り自治会会則第22条の規定により、弔慰に関する必要な事項を定める。

(種類と弔慰金の贈呈)

第2条 この規則でいう弔慰とは、会員の死亡をいい、会員中、本条に該当するものがあつたときには、次の規定により弔慰金を贈呈する。

1. 世帯主および配偶者が死亡した場合 10,000円
2. 前項以外の同居親族が死亡した場合 5,000円

(届出の手續)

第3条 会員の中、第2条に該当する者があつた場合、その会員または班長が速やかに、自治会の定める届書を自治会に提出するものとする。

附則 この規則は、昭和59年6月期より施行する。

選挙管理人に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東鷲宮駅前通り自治会会則第16条の規定する、正副会長の選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理人の設置)

第2条 正副会長の選出を行う場合は、選挙管理人を置くものとする。

(選挙管理人の選出)

第3条 選挙管理人は3人とし、総会の前幹事会において選出する。

(選挙管理人の任務)

第4条 選挙管理人は、次の各号の事項を行う。

- 1 公告および立候補の届出書類に関すること。
- 2 投票による場合の開票に関すること。
- 3 この規則によるものを除き、選挙の施行に関する手続きを決定すること。

附則 この規則は、昭和62年4月期より施行する。

自治会備品等の使用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東鷲宮駅前通り自治会が購入整備した備品等（以下「備品等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(備品等)

第2条 この規則により使用できる備品等は、別表に掲げるものとする。

(利用の範囲)

第3条 備品等を使用できる者は、東鷲宮駅前通り自治会員その他東鷲宮駅前通り自治会長（以下「会長」という。）が特に認めた者とする。

(申込)

第4条 備品等を利用しようとする者は、利用しようとする日の1週間前の応答曜日までに利用申込書（様式1）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項による申し込みがあったときは適否を判断し、承認する場合には利用しようとする日の3日前までに利用承認書（様式2）を発行する。

(利用の制限)

第5条 会長は、備品等の使用について、次のいずれかに該当すると思われるときは、その使用を制限し、または中止させることができる。

- 1 備品等の管理運用上支障があると認められるとき
- 2 公の秩序を害する恐れがあると認められるとき
- 3 営利または宣伝に供すると認められるとき
- 4 政治的または宗教的活動を目的に使用すると認められるとき
- 5 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適切と認められるとき

(使用料)

第6条 東鷲宮駅前通り自治会員（当該自治会員が所属する団体等を含む。）が使用する場合には、使用料を徴しない。それ以外の場合には別表に掲げる使用料を徴する。

(原状回復)

第7条 使用者は、備品等を使用し、破損、亡失、盗難、故障等（以下「破損等」という。）の事情が生じたときは、速やかに会長に報告し、指示を受けなければならない。

2 会長は、前項による破損等を確認し、その破損等が使用者の責によると認められる場合、使用者の負担において備品等を原状に復すよう指示するものとする。

附則 この規則は、平成24年4月期より施行する。

自主防災会に関する規則

(名称)

第 1 条 この会は、東鷲宮駅前通り自主防災会と（以下、本会という。）と称する。

(本会の目的)

第 2 条 本会は、東鷲宮駅前通り自治会会則第 1 2 条（イ）環境衛生部の自主防災活動を推進することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等の災害発生時における、情報の収集と伝達・救出救護・防火対策・物資の調達と配布・ライフラインの確保に関すること
- (3) 防災対策訓練の実施に関すること
- (4) 防災対策資機材等の備蓄に関すること
- (5) その他本会の目的達成のために必要なこと

(会員)

第 4 条 本会は、東鷲宮駅前通りの居住世帯をもって構成する。

(組織)

第 5 条 本会の活動を効率的に遂行するために、次の班を設ける。

- (1) 情報班
- (2) 救出救護班
- (3) 防火安全班
- (4) 物資班
- (5) ライフライン班

(役員とその任期)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 本部長及び副本部長
- (2) 班長及び副班長

2 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第 7 条 本部長は、本会を代表して会務を統括し、災害発生時等における本会活動の指揮命令を行う。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は本部長に代わって会務を統括し、災害発生時等における本会活動の指揮命令を行う。
- 3 班長及び副班長は、平時並びに災害等発生時における班の活動を統括する。

(役員を選任)

第 8 条 役員を選任は次による。

- (1) 本部長は自治会長が、副本部長は自治会副会長と自治会長が選任し自治会幹事会が承認するものとする
- (2) 班長及び副班長は、本部長及び副本部長が選任するものとする

(役員会)

第 9 条 本会に役員会を置き、本部長、副本部長、班長及び副班長をもって構成する。

- 2 役員会は次の事項を審議する。
 - (1) 本会の活動を推進するためのマニュアルの作成に関する事
 - (2) 防災対策計画の作成に関する事
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要とする事柄に関する事
- 3 役員会の審議内容は、本部長が自治会の幹事会に報告するものとする。

(運営費)

第 10 条 本会の運営費は、自治会の定めるところによる。

- 2 本部長は、本会の運営費の収支につき、自治会の幹事会が必要とする時に報告するものとする。

附則 この規則は、平成 26 年 4 月期より施行する

東鷲宮駅前通り自治会会則および規則

東鷲宮駅前通り自治会

東鷲宮駅前通り自治会・広報部発行